

復興特区制度の活用状況等

(復興推進計画・復興整備計画)

平成28年3月4日



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

復興特区制度の活用状況と措置※（要旨）

1. 制度の活用（施行）状況の検討

○復興特区制度（税制、利子補給、規制・手続の特例）は、復興まちづくりや産業・なりわいの再生のために多くの被災自治体・民間事業者が活用。

○復興の円滑かつ迅速な推進に寄与。

（実績・効果）

①税制：指定事業者数延べ約4,000、投資実績約1兆円、雇用実績約10万人、②利子補給：事業者数124、投資見込約7,500億円、③規制・手続：認定復興推進計画39、復興整備計画801地区（37市町村）

○今後も、復興の新たなステージに併せて制度の活用が見込まれる。

✓ まちづくりや産業・なりわいの再生の動きを一層加速化させるため、復興特区制度について、引き続き、被災自治体による活用を図る。

✓ このため、復興推進計画等の策定の支援等に努める。

2. 平成28年度に講じる措置

1. 復興特区税制の5年延長及び要件緩和
2. 防災集団移転事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の創設（5年間）
3. 復興特区支援利子補給金のH28年度予算案計上（19億円）

※法附則第2条の「法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」との規定に基づくもの。

復興特区制度の活用状況と措置	1
----------------	---

復興推進計画

1-1. 復興推進計画（概要）	2
1-2. 復興推進計画（復興推進計画の認定状況）	3
1-3. 復興推進計画（税制特例の指定件数①）	4
1-4. 復興推進計画（税制特例の指定件数②）	5
1-5. 復興推進計画（税制特例の活用状況）	6
1-6. 復興推進計画（金融上の特例の活用状況）	7
1-7. 復興推進計画（規制・手続等の特例の活用状況）	8

復興整備計画

2-1. 復興整備計画（概要）	9
2-2. 復興整備計画（特例の活用状況）	10
2-3. 復興整備計画（特例の活用例①）	11
2-4. 復興整備計画（特例の活用例②）	12

制度の活用(施行)状況の検討

○復興特区制度(復興推進計画・復興整備計画)は、復興まちづくりや産業・なりわいの再生のために多くの被災自治体・民間事業者において活用されており、復興の円滑かつ迅速な推進に寄与。

※税制特例：指定件数3,957(27年12月末現在)、投資実績1兆2,427億円、雇用実績10万人(27年3月末現在)

※利子補給：事業者数124、融資見込額2,667億円、投資見込額7,528億円、新規雇用予定者数6,740人(28年1月末現在)

※規制・手続特例：認定計画数39(例：応急仮設建築物特例の活用件数661)(27年3月末現在)

※復興整備計画：計画策定37市町村(801地区)(28年1月末現在)

○また、今後も、復興まちづくりの進展等の新たなステージに併せて制度の活用が見込まれる(特に、復興特区税制の延長等について、被災自治体から強い要望)。

○よって、まちづくりや産業・なりわいの再生の動きを一層加速化させるため、復興特区制度について、引き続き、被災自治体による活用を図る。このため、復興推進計画等の策定の支援等に努める。

平成28年度に講ずる措置

1. 復興推進計画に係るH28年度税制改正案

①機械等に係る特別償却等の特例措置の5年延長及び要件緩和*

※建築物整備事業(テナント建物)の構造要件について、まちなか再生計画に位置付けられた場合には、非耐火構造でも対象となるよう緩和

②被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の5年延長

③新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)の5年延長及び要件緩和*

※単年度3千万円の投資要件に加え、最大3事業年度内に5千万円の投資でも対象となるよう緩和(中小企業の場合)

④開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の5年延長

⑤地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の5年延長

2. 復興整備計画に係るH28年度税制改正案

○防災集団移転事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の創設(5年間)

3. 復興特区支援利子補給金のH28年度予算案計上(19億円)

1-1. 復興推進計画（概要）

○ 地方公共団体が作成し内閣総理大臣が認定した計画に基づき、税制上の特例、金融上の特例、規制・手続の特例を講じることで、復興まちづくりや産業・なりわいの再生等を推進する重要な制度。

特例措置の概要

対象区域

税制上の特例

事業者の税負担の軽減

- ・機械・建物等に係る特別償却又は税額控除
 - ・被災雇用者等に対する給与等支給額10%の税額控除
 - ・新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)
 - ・研究開発税制(特別償却及び税額控除)
- 等
- ※指定件数:3,957(H27. 12末)

金融上の特例

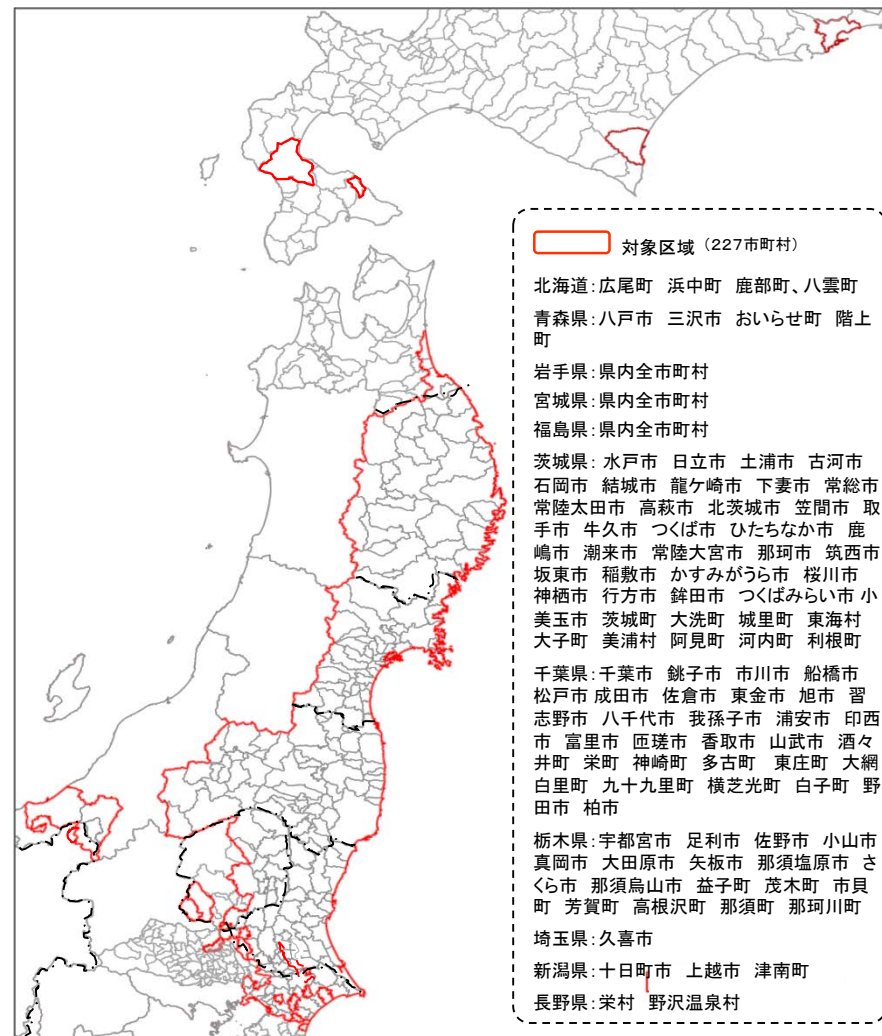
事業者への低利融資

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給(5年間 0.7%以内)
- ※利子補給対象事業者:124(H28. 1末)

規制・手続等の特例

地方公共団体や事業者の負担軽減

- ・公営住宅の入居資格要件の特例
 - ・応急仮設店舗等の存続期間の特例
 - ・工場立地の緑地規制の特例
- 等



1-2. 復興推進計画の認定状況

- 規制・手続き等の特例に係る計画は39計画、税制上の特例に係る計画は23計画、金融上の特例に係る計画は124計画認定(※1)。
- 県別では、岩手県で22計画、宮城県で60計画、福島県で70計画等(※2)。

平成28年1月31日現在

	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	合計
規制・手続き等の特例	1	6	17	6	6	1	2	39
税制上の特例	1	2	16	3	1	0	0	23
金融上の特例	6	15	29	61	13	0	0	124
県合計	8 (7)	23 (22)	62 (60)	70	20 (19)	1	2	186 (181)

※1 一の復興推進計画に複数の特例が盛り込まれている場合には、該当する特例の数を計上した。

※2 県合計の下段の括弧内の数値は複数の特例に該当する重複を排除し、当該県内で認定された復興推進計画の数を表記したもの。

1-3. 復興推進計画（税制特例の指定件数①）

○ 復興推進計画に定める復興産業集積区域等で、計画を作成した地方公共団体の指定を受けて、事業用設備を新增設したり、被災雇用者等を雇用した場合等に、特別償却や税額控除等の特例を受けることができる制度。

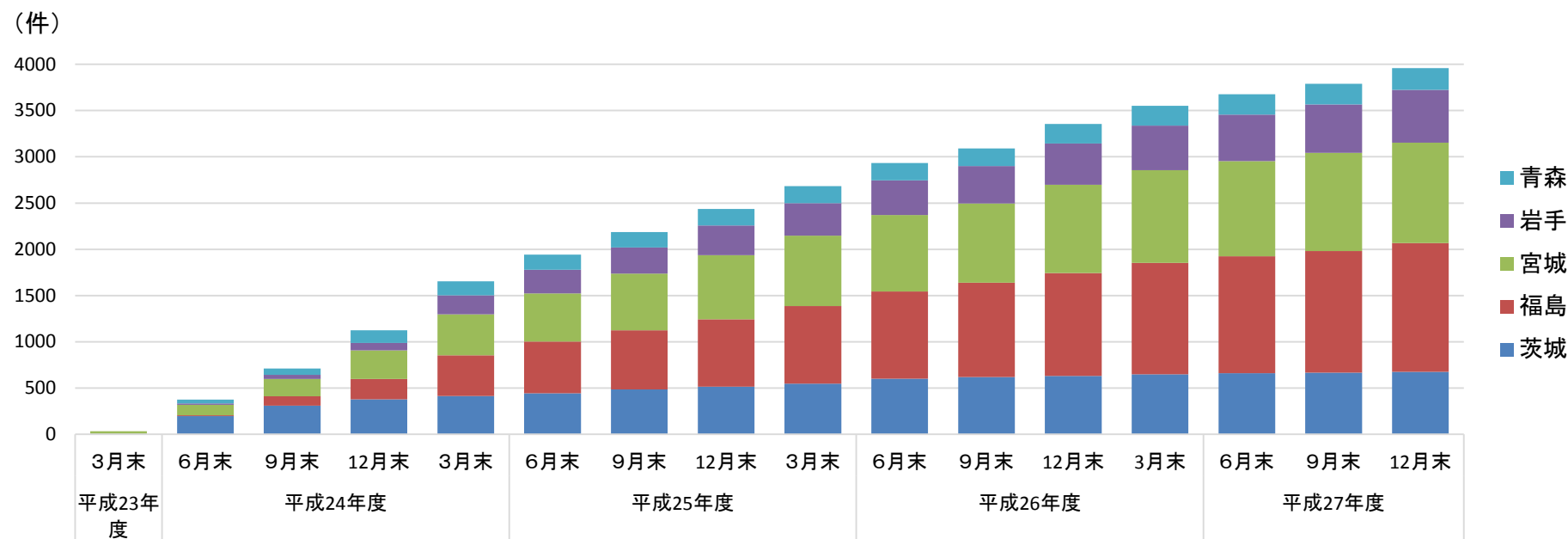
○ 指定件数は着実に増加し、平成27年12月末現在で3,957（指定事業者数は3,016※）。

（※）1者で複数の特例の指定を受けている事業者等又は複数の県で指定を受けている事業者等があるため、指定件数と一致しない。

各県毎の指定件数とその推移

平成27年12月31日現在

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	計
指定件数	234	569	1,088	1,389	677	3,957

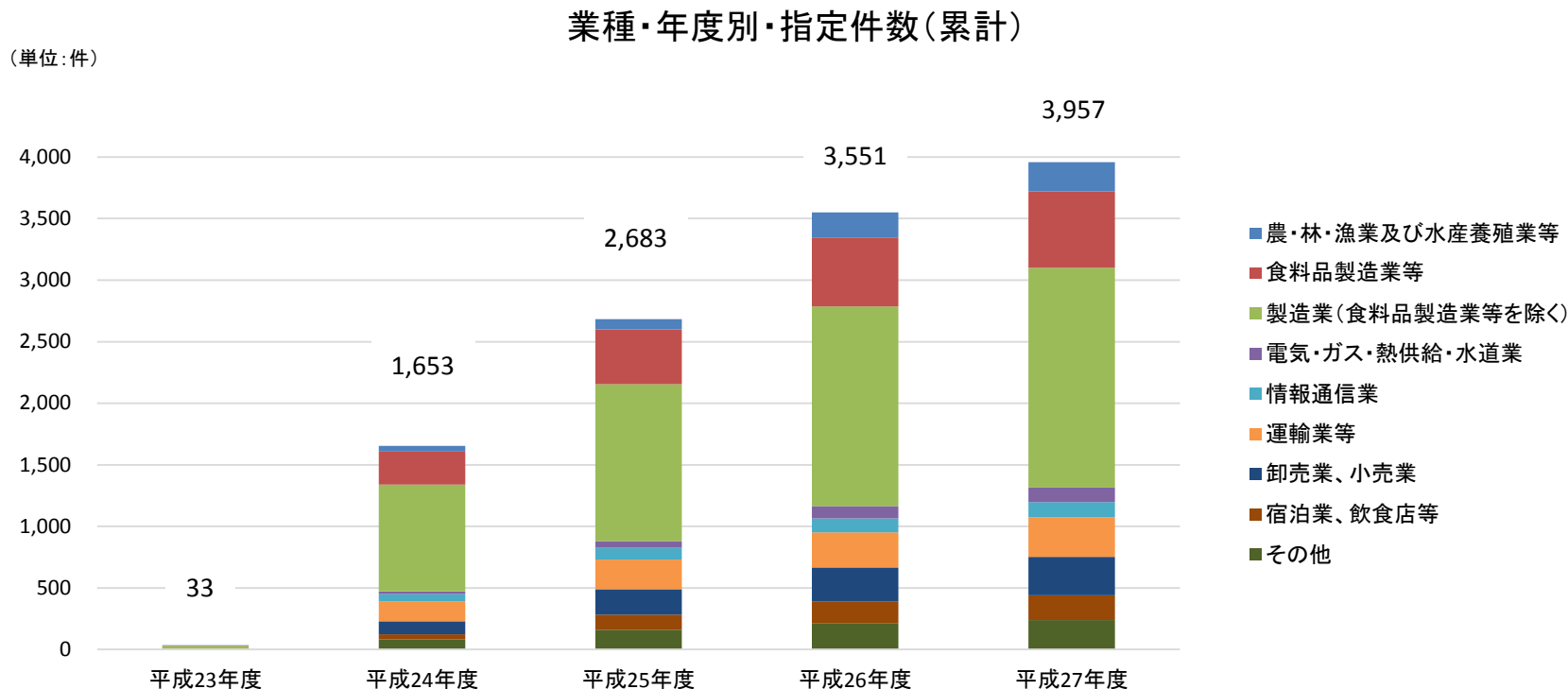


1-4. 復興推進計画（税制特例の指定件数②）

○ 復興特区税制の指定を受ける事業者の業種については、①製造業（②を除く）1,785件、②食料品製造業619件、③運輸業等323件、④卸売業小売業313件等となっており、幅広い業種において活用。

主な業種毎の指定件数の推移

平成27年12月31日現在

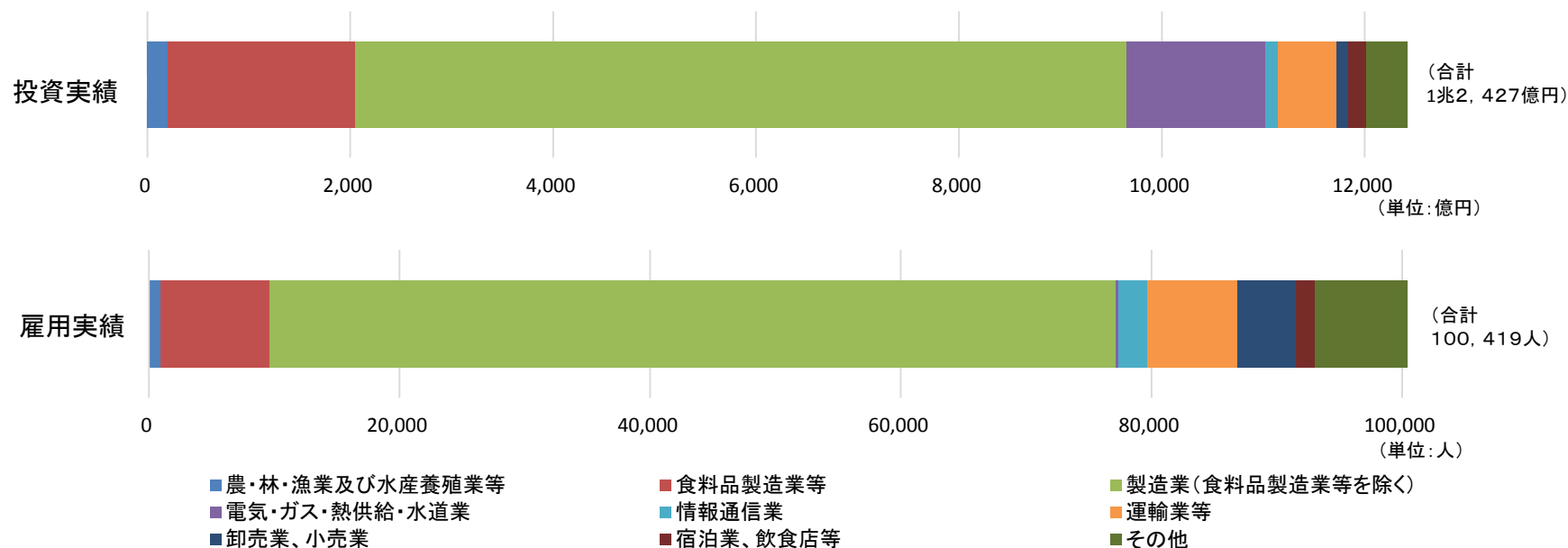


1-5. 復興推進計画（税制特例の活用状況）

- 平成24年2月から平成27年3月末までに行われた指定事業者等による投資実績は1兆2,427億円、被災者の雇用実績は10万419人。
- 投資実績額は、①製造業(②を除く)7,606億円、②食料品製造業1,848億円、③運輸業等583億円。
- 雇用実績は、①製造業(②を除く)67,482人、②食料品製造業8,765人、③運輸業等7,205人。

指定事業者等による投資・雇用の実績

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計
投資実績(億円)	899	1,458	2,927	2,901	4,242	12,427
雇用実績(人)	3,960	7,663	20,252	27,935	40,609	100,419



1-6. 復興推進計画（金融上の特例の活用状況）

- 計画区域において復興の中核となる事業の実施者に必要な資金を貸し付ける場合に、金融機関に対し利子補給金を支給する制度。
- 124の事業者が決定され、融資見込額は2,667億円、投資見込額は7,528億円、新規雇用予定者数は6,740人。

1. 利子補給の対象となる事業を実施する事業者等の推移及び県別内訳

平成28年1月31日現在

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
事業者数	1	24	32	37	30	124
融資見込額(億円)	3	751	602	648	663	2,667
投資見込額(億円)	30	2,618	1,519	1,804	1,557	7,528
新規雇用予定者数(人)	6	1,540	1,671	1,336	2,187	6,740

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計
事業者数	6	15	29	61	13	124
融資見込額(億円)	87	249	576	1,161	594	2,667
投資見込額(億円)	165	379	1,917	2,707	2,360	7,528
新規雇用予定者数(人)	203	1,124	1,514	3,012	887	6,740

2. 事業者数の業種内訳



- 農・林・漁業及び水産養殖業等
- 食料品製造業等
- 製造業(食料品製造業等を除く)
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 情報通信業
- 運輸業等
- 卸売業、小売業
- 宿泊業、飲食店等
- その他

1-7. 復興推進計画（規制・手続等の特例の活用状況）

○ 被災地の事業活動や被災者の安定した住宅環境の確保等の円滑かつ迅速な復興の推進に寄与。

例えば、

- ・「工場立地の緑地規制特例」は、工場の新規立地又は増設により産業・生業の再生に寄与。
- ・「応急仮設建築物の特例」は、本設復旧がなされるまでの間、役場等の公的機関や病院・学校・保育所等が当該特例により存続延長可能となり、身近な行政サービスや医療、教育等の提供に寄与。
- ・「公営住宅の入居者資格要件特例」は、計画に記載された災害公営住宅等の整備が完了するまでの間、入居要件の緩和により、被災住民の生活の安定に寄与。

《計画に係る主な特例の対象市町村数(H28年1月31日現在)》

	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉
工場立地の緑地規制特例	3	—	27	—	9	—	—
応急仮設建築物の特例	—	10	14	26	7	1	—
公営住宅の入居者資格要件特例	—	33	35	59	40	—	2
建築基準法の用途制限の特例	—	1	5	—	—	—	—
医療機器製造販売業の特例	—	33	34	59	—	—	—

《計画に係る主な特例の活用件数(H27年3月31日現在)》

《実績例》工場立地の緑地規制特例【対象工場の累積件数】

青森県	6件
宮城県	34件
茨城県	11件

《実績例》建築基準法の用途制限特例【対象施設の累積件数】

岩手県	1件
宮城県	7件

《実績例》応急仮設建築物の特例【対象施設の累積件数】

岩手県	331件
宮城県	162件
福島県	150件
茨城県	17件
栃木県	1件

《実績例》医療機器製造販売業特例【対象研修者の累積件数】

岩手県	38件
宮城県	32件
福島県	40件

《実績例》公営住宅の入居者要件の特例【入居者世帯数】

岩手県	432件
宮城県	150件
福島県	182件
茨城県	9件
千葉県	7件

2-1. 復興整備計画（概要）

- 復興整備計画は、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるために、市町村が単独又は県と共同して作成する計画。
- 市町村・県・国等からなる復興整備協議会での協議・同意等を経て、計画を公表することにより、事業に必要な許可基準の特例やワンストップ処理の特例を受けることで、速やかな復興まちづくりを進める重要な制度。
- 岩手県12市町村、宮城県14市町、福島県11市町村の合計37市町村（801地区）で計画作成。計画に基づき、集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、道路事業等が多く実施。（平成28年1月27日現在）
- ワンストップ処理により手続の短縮・簡素化や事務負担軽減の効果があつた、許可等の特例により弾力的な復興計画の推進、事業の円滑・迅速な実施の効果があつたと評価（市町村アンケートの結果）。

事業の実施に必要な許可の基準緩和

課題

事業実施のために必要な許可が得られない
（市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等）

特例措置

◆市街化調整区域における開発許可、農地転用等について特例的に許可

事業の実施に必要な許可手続のワンストップ化

課題

事業実施のためには複数の許可が必要
（開発許可、農地転用の許可等）

特例措置

- ◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要な複数の許可手続をワンストップで処理
 - ◆土地利用基本計画や都市計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理
- ※復興整備協議会での協議・同意を経た場合には、事業に必要な許可や計画変更があつたものとみなされる。

○土地収用手続の特例（法改正により平成26年5月に追加）

- 事業認定の努力義務「3月」を「2月」に短縮
- 収用委員会が6月以内に裁決する努力義務規定
- 収用裁決申請時の土地調書の添付を不要に

- 5戸以上50戸未満の集団団地を収用対象に
- 緊急使用の期間「6月」を「1年」に延長

2-2. 復興整備計画（特例の活用状況）

- 復興整備計画に基づく特例については、都市計画決定・変更等のゾーニングの変更等に関する特例や農地法の農地転用許可、都市計画法の開発許可等が多く活用。
- 平成26年5月の法改正により追加された土地収用手続の特例についても、50戸未満の集団住宅を収用対象とする特例や、期間を1年間とする緊急使用の特例が活用。

県	事業施行区域	ゾーニングに関する主な事項(地区数)							許可等に関する主な事項(地区数)			
		土地利用基本計画変更	地域森林計画区域変更	都市計画変更	都市計画決定	保安林解除	農業振興地域変更	農用地利用計画変更	農地法(農地転用)	都市計画法(開発許可)	自然公園法(許可・届出)	都市計画法(事業認可)
岩手	186	51	55	1	9	31	2	2	59	0	0	4
宮城	411	59	58	45	42	14	2	2	206	155	36	0
福島	204	11	9	53	38	0	3	5	96	19	0	0
合計	801	121	122	99	89	45	7	9	361	174	36	4

(平成28年1月27日現在)

注: 1つの地区で複数の事業に係る特例を受けている場合があるため、「ゾーニングに関する主な事項」の合計と「許可等に関する主な事項」の合計の地区数は、「事業施行区域の地区数」を上回る。

2-4. 復興整備計画（特例の活用例②）

福島県飯舘村（原子力災害地域（第2号地域））平成27年3月30日策定

【復興整備計画作成及び公表の背景】

- 原子力災害による全村避難。避難指示解除準備区域及び居住制限区域について遅くとも平成29年3月までに避難指示解除の方針（平成27年6月閣議決定）。
- 村の再生の出発点としてシンボルとなる「道の駅までい館」のほか、産業振興を牽引する施設整備、帰村村民のための復興村営住宅や集会所、多目的交流広場の整備等、帰村促進のために商業施設や職場に近接した暮らしやすい環境整備に係る復興整備事業に着手。

【復興整備計画制度の活用】

- 避難指示区域解除及び帰村宣言に向けて早期の整備が必要。
- 国の直轄工事に伴い発生する残土の有効活用による事業費の大幅削減の機会を捉えるために早期の事業着手が必要。
- 農地転用の許可や開発行為の許可の許認可のほか土地利用に関する計画の変更等の手続を迅速に行うため、復興整備計画を作成し、復興整備協議会に諮り、ワンストップで迅速に関係機関の同意を得る事が効果的。

村内復興拠点エリアの土地利用構想(案)

農業に根ざし次代につながる産業の創出
雇用の場・機会の創出による帰還促進

農の産業と雇用

新たな花卉栽培技術等を導入して村全体
に雇用を拡大

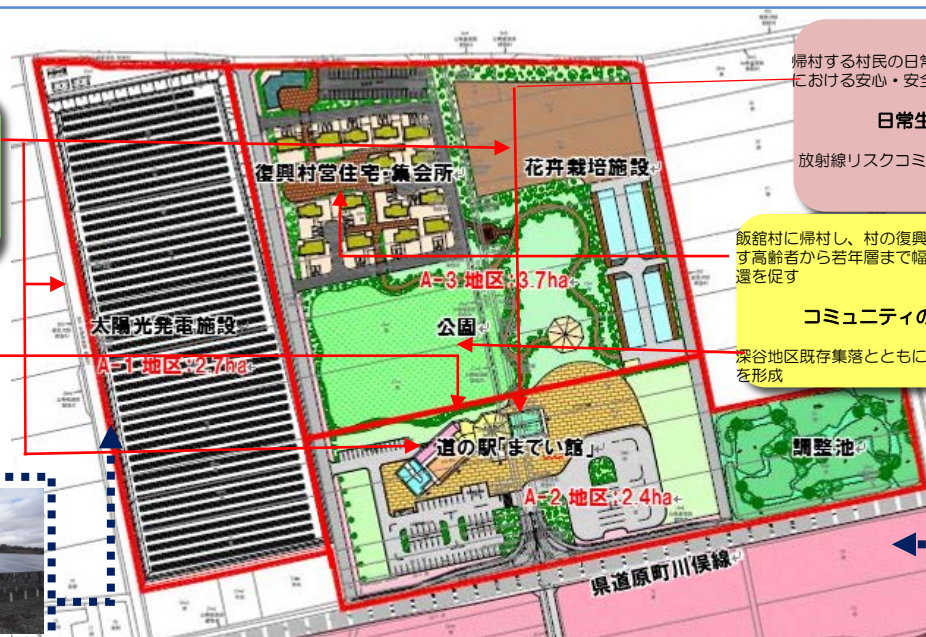
村内・村外から人々が集い触れ合い賑わ
う定期的・継続的な交流の仕組みづくり

情報・交流

飯舘の今と良さを広く情報発信・村外へ
アピール



太陽光発電施設(写真)



帰村する村民の日常生活を支える衣食住
における安心・安全の確保

日常生活の支援

放射線リスクコミュニケーションの充実

飯舘村に帰村し、村の復興・再生を目指
す高齢者から若年層まで幅広い世代の帰
還を促す

コミュニティの再生

深谷地区既存集落とともにコミュニティ
を形成



道の駅「までい館」(イメージ図)